

規約

東京都立桜修館中等教育学校 PTA

令和5年4月

第1章 総則

第1条(名称)

本会は、東京都立桜修館中等教育学校PTA（略称 桜修館PTA）という。

第2条(所在地)

本会は、東京都目黒区八雲1丁目1番2号、東京都立桜修館中等教育学校内に置く。

第3条(代表者)

本会の代表者は、第8条第2項に定める会長とする。

第4条(会員)

本会の会員は、本校生徒の保護者および本校の教職員とする。

第5条(目的)

本会は、会員の理解と協力により、本校教育の充実・発展に寄与すると共に、会員の教養の向上および相互の親睦を図ることを目的とする。

第6条(方針)

本会は、前条に定める目的に沿って活動するが、学校の人事・運営には干渉しない。また、営利的・政治的・宗教的活動は一切行わない。

第7条(事業)

本会は、その目的達成のため、以下のような事業を行う。

1. 本校の教育の充実に関わること。
2. 会員・生徒の福利・厚生に関わること。
3. 会員相互の親睦に関わること。
4. その他、本会の目的達成のために必要なこと。

第2章 役員等の構成

第8条(構成)

本会には、次の役員・監査・ホームページ管理（以下、HP管理とする）をおき、保護者役員は、前年度進級在校学年保護者で構成する。

1. 顧問 1名（学校長）
2. 役員
 - (a) 会長 1名（保護者）
 - (b) 副会長 5名（保護者3名と副校長2名）
 - (c) 書記 2名（保護者）
 - (d) 会計 2名（保護者）
 - (e) 総務 1名（経営企画室長）
3. 監査 2名（保護者）
4. HP管理 1名（保護者）

第9条(任期)

1. 役員・監査・HP管理の任期は、当年度の4月1日から3月31日までの1年を原則とする。
2. 役員の任期は、本人の意思があり、現役員の3分の2以上が合意した場合は、3年を限度として、再任できる。
3. HP管理の任期は、本人の意思があり、現役員の3分の2以上が合意した場合は、在学中再任できる。

第3章 役員等の任務、選出および承認

第10条(任務)

役員・監査・HP管理の任務は、次の通りとし、兼務を認めない。

1. 会長は、本会を代表し、会務全般の指揮と渉外活動を行う。
2. 副会長は、会長を補佐し、教職員と保護者の連絡・交流を行う。また管轄する委員会と役員会の連絡を行う。この他会計を統括する。
3. 書記は、運営委員会などの議事の記録にあたる。
4. 会計は、本会の会計事務を行う。
5. 監査は、本会の会計を監査する。
6. 総務は、PTA手続の学校窓口を行う。
7. HP管理は、PTA HPの技術管理を行う。

第 11 条(選出および承認)

第 8 条のうち、保護者が務める役員・監査・HP 管理の選出および承認は、次の通りとする。

1. 候補者選出のため、役員選考委員会を設置する。
 2. 役員選考委員会の構成については、細則で定める。
 3. 当該年度の役員選考委員の氏名は、役員選考委員会が発足後、ただちに会員に発表しなければならない。
 4. 役員選考委員会は、保護者役員・監査・HP 管理候補者を決定次第、運営委員会に当該候補者名を報告し、承認を得るものとする。
 5. 4 で運営委員会の承認を得た保護者役員・監査・HP 管理候補者名は、速やかに会員に発表の上、年度末までに選挙等の方法により会員の 5 分の 1 以上の承認を得て決定するものとする。
- なお、承認後、ただちに会員に発表しなければならない

第 12 条(教職員)

第 8 条のうち、教職員が務める役員は次の通りとする。

1. 顧問 学校長がその任にあたる。
2. 副会長 副校長がその任にあたる。
3. 総務 経営企画室長がその任にあたる。

第 13 条(欠員)

年度の途中で、保護者が務める役員・監査・HP 管理に欠員が生じた場合は、運営委員会で審議して、これを補う。

第 4 章 機関とその役割

第 14 条(機関)

本会には、次の機関をおく。

1. 総会
2. 運営委員会
3. 役員会
4. 学年委員会
5. 専門委員会
6. 役員選考委員会

第 15 条(総会)

総会は、最高の議決機関であり、次のことを行う。なお、定期総会は、毎年度初めに開催する。

1. 予算・決算および事業計画の審議と承認
2. 本会規約の改正
3. その他必要な事項や議案の審議と承認

第 16 条(総会の運営)

総会の運営は、次の通りとする。

1. 総会は、委任状を含めて会員の 5 分の 1 以上の出席をもって成立する。
2. 議長は、出席会員の中から選出する。
3. 議決は、出席会員の過半数の賛成を必要とする。

第 17 条(臨時総会)

1. 会長は、必要がある場合には、臨時総会を開くことができる。
2. 運営委員会構成員の過半数の要請がある場合は、会長は早急に臨時総会を開かなければならない。

第 18 条(運営委員会)

1. 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関である。
2. 運営委員会は、運営委員の過半数の出席をもって成立する。
3. 運営委員会の議決は、出席運営委員の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

第 19 条(運営委員会の構成)

運営委員会の構成は、次の通りとする。

1. 本会の役員
2. 学年委員会および専門委員会の正・副委員長
3. 第 23 条に定める特別委員会の正・副委員長

第 20 条(運営委員会の審議事項)

運営委員会は、次の事項を審議する。

1. 総会に提出する議案書
2. 学年委員会および専門委員会が立案した事業計画
3. 特別委員会設置に関する事項およびその活動計画
4. 役員・監査・HP管理・委員長等に欠員が生じた場合の補充
5. その他、細則の決定など、本会の運営上必要な事項

第 21 条(学年委員会および専門委員会)

学年委員会は 1 学年～6 学年の各委員会、専門委員会は広報・教育環境・植栽の各委員会があり、その構成については細則で定める。

第 22 条(学年委員会および専門委員会の任務)

学年委員会および専門委員会の任務は、次の通りとする。

1. 学年委員会は、学級・学年の運営に協力し、教職員と保護者および保護者相互の連絡・交流に努める。
2. 教育環境委員会は、会員・生徒の教養の向上に関する事業を行う。
3. 広報委員会は、会員間のコミュニケーション促進のため、機関誌の発行などを行う。
4. 植栽委員会は、学校の植栽環境の向上に関する事業を行う。

第 23 条(特別委員会)

運営委員会は、必要に応じて特別委員会を置くことができる。

第 24 条(会の招集)

総会および運営委員会の招集は、原則として会長が行う。

第 25 条(顧問)

顧問は、会務の全般にわたり、学校との調整を図るため、総会および運営委員会に出席し、本会の活動の企画・運営に関して意見を述べ、相談に応じるものとする。

第 5 章 会計

第 26 条(本会の経費)

本会の経費は、会費その他の収入を以ってこれに充てる。

第 27 条(会費)

1. 会員の会費の金額は、総会の承認を得て決定する。
2. 会費は、1 家庭につき、年額 4,000 円とする。
(令和 4 (2022) 年度のみ適用)
2. 会費は、1 家庭につき、生徒の学年に応じて、次のとおりとする。
新 6 年生 (12 期) から新 3 年生 (15 期) までは、年額 1,000 円。
新 2 年生 (16 期) は年額 3,000 円。
2022 年度新入生 (17 期) は年額 4,000 円 (現行規定通り)。
なお、複数の生徒が在学する家庭においては、下の学年の生徒を基準とする。

第 28 条(会費の免除)

保護者会員については、学校から授業料減免決定を受けている場合、また、要保護・準要保護生徒援助に認定されている場合には、会費を免除することができる。

第 29 条(本会会計の管理方針)

本会会計の管理方針は、運営委員会の承認をもって会長がこれを別に定めることとする。

第 30 条(本会の会計年度)

本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。
ただし、4 月 1 日から総会までは暫定予算を設けることができる。

第 6 章 補則

第 31 条(規約の変更)

本会規約の変更は、運営委員会の審議を経て、総会で承認されなければならない。

第 32 条(細則の決定)

本会規約の実施に関する細則は、運営委員会の承認をもって会長がこれを定めることができる。

<付則>

1. この規約は規約改正承認日より実施する。

平成 19 年 5 月 18 日 成立
平成 20 年 3 月 15 日 改正
平成 21 年 3 月 14 日 改正
平成 21 年 5 月 16 日 改正
平成 22 年 1 月 23 日 改正
平成 23 年 2 月 26 日 改正
平成 24 年 3 月 10 日 改正
平成 25 年 3 月 2 日 改正
平成 27 年 7 月 4 日 改正
平成 30 年 11 月 10 日 改正
令和 3 年 12 月 29 日 改正

東京都立桜修館中等教育学校PTA

細 則

◇規約第 32 条(細則の決定)に基づき、次のような細則を設ける。

第 1 条(文書等の保存)

各機関の活動に関する記録は、整理の上、保存するものとする。

- イ. PTA 規約・細則等 6 年間保存
- ロ. 総会議事録、運営委員会議事録 6 年間保存
- ハ. 会計帳簿 6 年間保存
- ニ. 会員名簿 6 年間保存
- ホ. 広報誌および各委員会の冊子等 6 年間保存
- ヘ. 運営委員会だより等 6 年間保存
- ト. 各委員会活動記録 6 年間保存

※但し、「イ・ロ・ハ」の原本データは無期限保存

第 2 条(役員選考委員会)

1. 規約第 11 条第 1 項 (役員選考委員会の設置) は、運営委員が発議し、発足する。
2. 規約第 11 条第 2 項 (役員選考委員会の構成) については、以下の選出者で構成する。
なお、2 名を限度として助言者として役員を参加させることができるものとする。ただし、翌年度退任する予定の場合に限る。
 - イ. 1 学年から 4 学年の各クラス 1 名
 - ロ. 教職員 1 名
3. 役員選考委員会の活動は、選挙等の方法による新役員等の承認および発表をもって終了する。

第 3 条(役員選考委員選出)

1. 役員選考委員は、1 学年から 4 学年の各クラス 1 名を互選により選出する。
2. 保護者の現役員・監査・HP 管理は、役員選考委員になることはできない。
3. 役員選考委員が、役員・監査・HP 管理候補に選ばれた場合は、直ちに選考委員を解任される。

第 4 条(学年委員および専門委員選出)

規約第 21 条 (学年委員会および専門委員会) については、各委員会の構成は、次の通りとする。

1. 学年委員会の委員は各学級より 2 名選ぶ。
広報委員会の委員は、1 学年・2 学年・3 学年・4 学年は各学年で最大 8 名選ぶ。5 学年及び 6 学年は、希望があれば各学年 4~8 名選ぶことができる。
教育環境委員会の委員は、1 学年・2 学年・3 学年・5 学年は各学年で 4 名、4 学年は学年で 8 名選ぶ。
植栽委員会の委員は、全ての学年において各学年で 4 名選ぶ。
2. イ. 各委員会は、正・副委員長を互選する。
ロ. 正委員長は各委員会につき 1 名とする。
ハ. 副委員長は各学年委員会につき 1 名、広報委員会は 2 名、教育環境委員会は 2 名、植栽委員会は 1 名とする。
3. 1. と 2. に定める選出手続きは、できる限り早い時期に行う。

第 5 条(PTA 会費の返金の扱い)

1. 転出、休学時等の場合は、年度内に要求があれば返金する。また、年度途中で規約第 5 章 28 条 (会費の免除) となった場合も返金する。

第 6 条(慶弔規定)

1. 本会は、生徒および会員の弔事に際し、本規定により弔意等を表す。ただし役員会の協議により、必要な場合には本規定とは別に、慶弔等の意を表すことができる。
2. 慶弔の規定は、下記の表による。

事由	死亡	その他 (入院・火事見舞い等)
生徒	¥20,000	協議
会員	¥10,000	協議

第7条(PTA サークル)

1. 会員は、会員の教養の向上および相互の親睦のため、PTA サークルを設立することができる。
2. PTA サークルの設立は、3名以上の発起人により提案され、運営委員会で承認を受けなければならない。
また、年度末に役員会に活動報告書を提出しなければならない。
3. PTA サークルの活動は、学校活動を妨げてはならない。

第8条(生徒支援金規定)

1. (初出場お祝い金＝部活動) 部活動において、個人種目、団体種目を問わず、当該部の創設以来、初めて、各級公式大会(区大会、都内ブロック大会、都大会、関東大会その他の広域圏大会又は全国大会をいう。)に出場した場合、5000円を支給する。同じ年度においてさらに上級の大会に出場した場合も同様とする。
2. (初入賞お祝い金＝部活動以外) 部活動以外で、個人、団体を問わず、入学以来、初めて、卓越した能力に関する各級公式コンクール(発表会、展覧会を含む。)で上位入賞した場合、5000円を支給する。同じ年度においてさらに上級のコンクールで上位入賞した場合も同様とする。
3. (遠距離大会支援金) 東京都以外の場所で開催される各級公式大会又は各級公式コンクールに出場するために1泊以上宿泊した場合、出場生徒1人につき10000円を支給する。
4. (手続) 1及び2のお祝い金は、本校校長の認定又は推薦を受けて運営委員会の承認を経て支給し、3の支援金は、顧問教諭又は引率教諭の書面による申請に基づき運営委員会の承認を経て支給する。

平成 19 年 5 月 18 日 成立
平成 20 年 5 月 10 日 改正
平成 20 年 12 月 6 日 改正
平成 21 年 2 月 14 日 改正
平成 21 年 3 月 14 日 改正
平成 22 年 1 月 23 日 改正
平成 23 年 1 月 29 日 改正
平成 23 年 5 月 14 日 改正
平成 25 年 3 月 2 日 改正
平成 26 年 3 月 10 日 改正
平成 27 年 6 月 6 日 改正
平成 28 年 2 月 13 日 改正
平成 30 年 1 月 20 日 改正
平成 30 年 3 月 3 日 改正
令和 4 年 12 月 17 日 改正